

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 第6 監査の結果

#### 6 三隅支所

	指 摘 事 項	措 置 状 況
(1)防災自治課	<p>ア 補助金交付事務について</p> <p>定住対策基金事業の中の三隅自治区定住促進住宅建築費補助金について、要綱に記載がないとして確定通知がされていなかった。上位規程である浜田市補助金等交付規則第12条に補助金等確定通知書により当該補助事業者等に通知すると規定されているため、交付規則を補足する要綱に省略する記載がなければ省略できない。</p> <p>また、補助金等交付規則第7条に規定する交付決定通知では様式第2号に交付時期を記載するようになっているが、三隅自治区の補助金要綱の交付決定の様式は省略してあるものがある。交付決定通知は申請者に支払の時期を文書で明確にする目的もあるため、補助金等交付規則の記載事項に合わせるよう三隅支所内で検討し統一されたい。</p>	<p>浜田市補助金等交付規則に基づき、適正な事務処理を行います。</p> <p>また、三隅自治区の補助金要綱の様式で交付時期が省略してあるものがあるとの指摘については、補助金等交付規則の記載事項に合わせるよう支所内で統一を図ります。</p>